佐賀県食料産業・６次産業化交付金事務取扱要領

平成３０年6月２２日　農企第７３号

第１　趣旨

この要領は、食料産業・６次産業化交付金における推進事業及び整備事業について、事業実施計画の承認申請、実施状況及び事業評価の報告に関する事項を定めることにより、本交付金事業の円滑な事務運営を図るものである。

第２　事業の実施の手続き

1　食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９食産第５３５３号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に準ずる。

2　事業実施主体等は、事業実施計画を作成、又は作成した事業計画の内容を変更したときは、様式第１号により、市町長（事業実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合は、主たる市町長とする。以下同じ。）に承認を申請するものとする。

ただし、事業実施主体等が、市町の場合又は県全域等を対象とする広域的な取組を行う場合は、事業実施計画の承認を知事に申請するものとする。

3　２の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合には、事業実施主体等は、様式第２号により、主たる市町以外の関係する市町長に当該事業実施計画（変更する場合は変更計画）の写しを提出するものとする。

4　市町長は、２の実施計画の承認申請があった場合には、申請された実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画承認申請書（様式第３号）を作成し、事業実施計画書と併せて知事に提出するものとする。

5　知事は、市町長又は２のただし書きにより知事に直接承認申請を行う事業実施主体等から承認申請された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときはその承認を行うものとする。

6　市町長は、事業実施主体から申請された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。

7　事業実施主体等は、次に該当する場合には、前各号に準じて事業の実施計画の変更を行うものとする。

（１）交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除、名称の変更）するとき。

（３）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更、目標値の変更）するとき。

（４）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更するとき。

（５）新商品の変更するとき。

（６）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第５条又は第６条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第４条又は第５条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の変更に伴い必要となる変更をするとき。

第３　事業の着工等

実施要綱に準ずる。

なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

第４　事業実施状況の報告

１　事業実施主体等は、本交付金事業の実施年度から目標年度までの間、様式第４号により、事業実施状況の報告書を作成し、毎年度、当該年度の翌年度の６月末までに、市町長を経由して知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体等が、県全域等を対象とする広域的な取組を行う場合は、市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

また、事業実施状況の報告書作成の際には、定量的な根拠に基づいて具体的に作成し、次に揚げる項目を含めて記載するものとする。

（１）　事業の実施状況に関する一般的な項目

（２）　事業の効果及び改善方策に関する項目

（３）　その他必要な項目

２　市町長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、事業実施主体に対して、適切な措置を講ずるものとする。

ただし、事業実施主体等が、県全域等を対象とする広域的な取組を行う場合は、知事が事業実施主体に対して、適切な措置を講ずるものとする。

３　知事は、市町長に対し、事業実施状況の報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第５　事業評価の報告

業実施主体等は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、様式第５号により、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の６月末までに市町長を経由して知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体等が、県全域等を対象とする広域的な取組を行う場合は、市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

第６　書類の経由

佐賀県食料産業・６次産業化交付金実施要綱及び本要領に基づき、事業実施主体等が知事に申請又は報告する書類は正副２部とし、市町・所轄農林事務所を経由するものとする。

ただし、事業実施地区の範囲が県全域等を対象とするなど、複数の市町の区域に及ぶ場合は、この限りでない。

附　則　この要領は平成３０年度から適用する。

【様式第１号】

番　　号
年　　月　　日

○○市町長　　様
［佐賀県知事　様］

事業実施主体等名
代表者名　　印

平成　年度佐賀県食料産業・６次産業化交付金（推進事業、整備事業）
事業実施計画の（変更）承認申請について

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９食産第５３５３号農林水産事務次官依命通知）第５の１及び佐賀県食料産業・６次産業化交付金事務取扱要領（平成３０年４月　日付け農企第○○○号）第２の２（第２の７）の規定により関係書類を添えて（変更）申請します。

（変更の理由）

（注１）　添付資料は、実施要綱 第５の１に準ずる。
（注２）　地方自治法第１５７条第１項に規定する公共的団体等（農協等）以外の場合には、別紙の誓約書を添付する。
（注３）表題の（　）内は、実施する事業名のみを記入すること。
（注４）事業計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（第２の７）及び（変更の理由）、を消去すること。
（注５）事業計画の変更申請を行う場合は、（変更）の（　）を消去し、変更の理由を記入すること。
（注６）［佐賀県知事　様］は、県全域等を対象とする広域的な取組を行う場合で、知事に直接、実施計画の承認申請を行う場合のみ記入する。

（別紙）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1　自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（3）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
（4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
（5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
（6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2　1の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名〕

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）
氏　　名（代表者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日　（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、食料産業・６次産業化交付金に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

【様式第２号】（実施地区の範囲が複数の市町に及ぶ場合）

番　　号
年　　月　　日

○○市町長　様

事業実施主体等名
代表者名　　印

平成　年度佐賀県食料産業・６次産業化交付金（推進事業、整備事業）
事業実施計画（の変更）について

別添写しのとおり事業実施計画（の変更）を知事に提出しましたので、佐賀県食料産業・６次産業化交付金事務取扱要領（平成３０年４月　日付け農企第○○○号）第２の３の規定により、その写しを提出します。

（注１）事業計画を変更した場合は、（の変更）の（　）を消去すること。
（注２）表題の（　）内は、実施する事業名のみを記入すること。

【様式第３号】

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

市町長　　印

平成　年度佐賀県食料産業・６次産業化交付金事業（推進事業、整備事業）
実施計画の（変更）承認申請について

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９食産第５３５３号農林水産事務次官依命通知）第５の１及び佐賀県食料産業・６次産業化交付金事務取扱要領（平成３０年４月　日付け農企第○○○号）第２の４の規定により関係書類を添えて（変更）申請します。

（変更の理由）

（注１）関係書類として、事業実施計画書を添付すること。
（注２）表題の（　）内は、実施する事業名のみを記入すること。
（注３）事業計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（変更の理由）を消去すること。
（注４）事業計画の変更申請を行う場合は、（変更）の（　）を消去し、変更の理由を記入すること。

【様式第４号】

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様
（○○市町長経由）

事業実施主体等名
代表者名　　印

佐賀県食料産業・６次産業化交付金の事業実施状況報告書
（推進事業、整備事業）について

佐賀県食料産業・６次産業化交付金事務取扱要領（平成３０年４月　日付け農企第○○○号）第４の規定により別添のとおり報告します。

（注１）添付資料には、実施要綱別紙様式第１１号（別表１、別表５－１、５－２）に（１）事業実施状況（２）目標値及び目標値の達成率（３）事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載する。
（注２）表題の（　）内は、実施する事業名のみを記入すること。

【様式第５号】

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様
（○○市町長経由）

事業実施主体等名
代表者名　　印

佐賀県食料産業・６次産業化交付金の事業評価報告書
（推進事業、整備事業）について

佐賀県食料産業・６次産業化交付金事務取扱要領（平成３０年４月　日付け農企第○○○号）第５の規定により別添のとおり報告します。

（注１）添付資料は、実施要綱別紙様式第１１号（別表１、別表５－１、５－２）に事業実施報告の（１）～（３）に掲げる項目を含めて評価報告書を作成することとする。また、定量的な根拠に基づいて具体的に記載する。
（注２）表題の（　）内は、実施する事業名のみを記入すること。